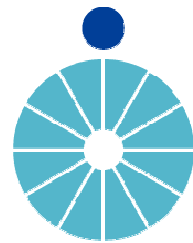


# 大学の国際化と危機管理について ～安全保障貿易管理に関する観点から～



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進



文部科学省

## 1. 大学教育のグローバル展開力の強化

2019年度予算額（案）：4,705百万円（前年度予算額：5,470百万円）

### （1）大学の体制の国際化

2019年度予算額（案） 3,397百万円  
（前年度予算額：4,000百万円）

#### 「スーパーグローバル大学創成支援事業」

我が国の高等教育の国際競争力の向上とグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援。

- スーパーグローバル大学創成支援 3,397百万円  
37件（トップ型13件/グローバル化牽引型24件）（2014年度-2023年度）

### （2）教育プログラムの国際化

2019年度予算額（案） 1,308百万円  
（前年度予算額：1,470百万円）

#### 「大学の世界展開力強化事業」

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

- 日-EU戦略的高等教育連携支援（新規）  
<交流推進型/プラットフォーム型>（2019年度-2023年度：5件）
- COIL型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援  
<交流推進型/プラットフォーム型>（2018年度-2022年度：10件）
- アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化  
（2016年度-2020年度：25件）
- ロシア、インド等との大学間交流形成支援  
<交流推進型/プラットフォーム型>（2017年度-2021年度：11件）
- 中南米等との大学間交流形成支援  
（2015年度-2019年度：11件）

## 2. 大学等の留学生交流の充実

2019年度予算額（案）：34,375百万円（前年度予算額：34,473百万円）

### （1）大学等の留学生交流の支援等

2019年度予算額（案）：8,100百万円  
（前年度予算額：8,114百万円）

意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増（6万人→12万人）を目指すため、若者の海外留学への機運醸成を図る留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」の活動を推進するとともに、学位取得目的の長期留学支援の拡充等により、留学経費を支援する。

- 大学等の海外留学支援制度 8,017百万円  
<学位取得型> 大学院：252人 学部：78人→119人  
<協定派遣型> 20,450人（渡航支援金1,640人を含む）  
<協定受入型> 5,000人
- 日本人の海外留学促進事業 83百万円

### （2）優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

2019年予算額（案）：26,275百万円  
（前年度予算額：26,359百万円）

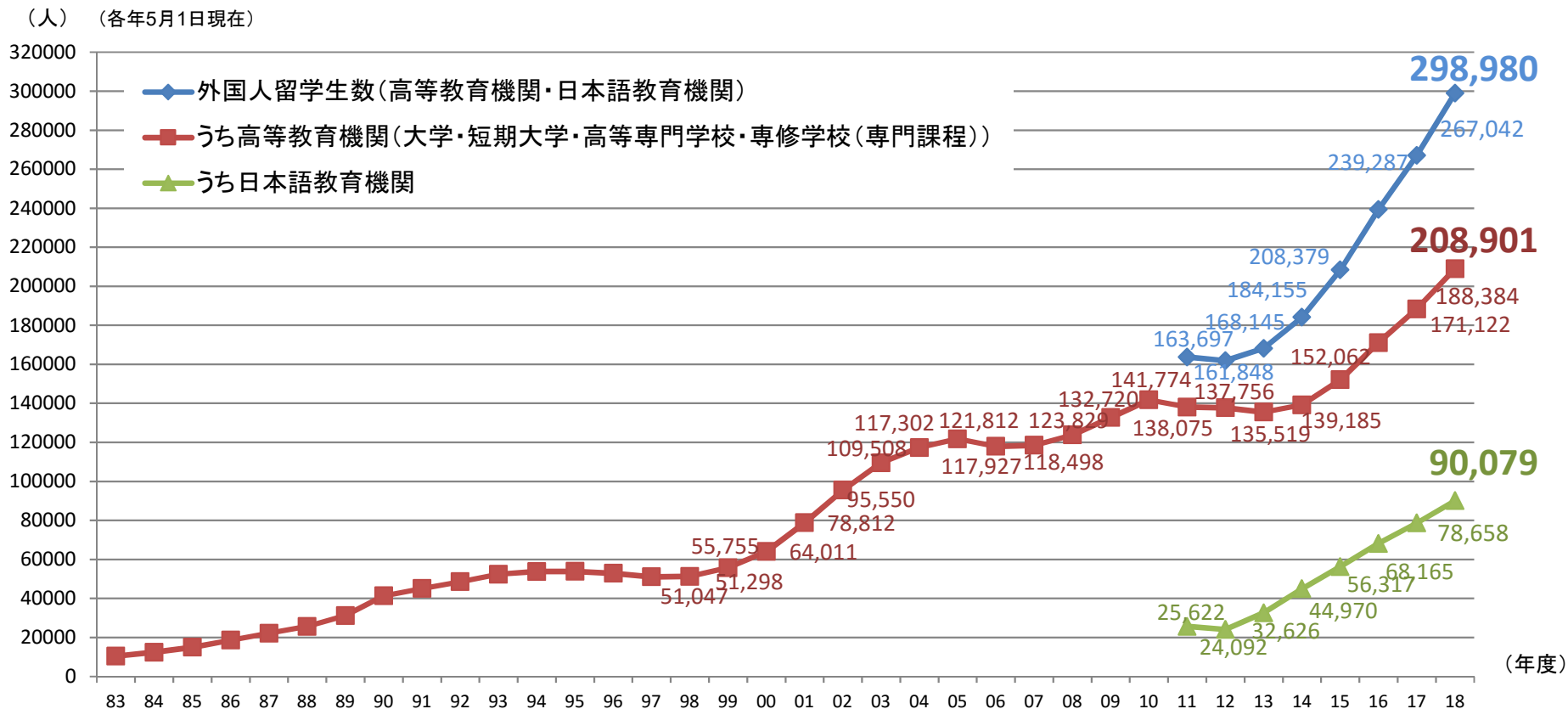
「留学生30万人計画」の実現に向け、海外での日本留学の魅力発信を強化するため、現地及び日本の関係機関と連携し、海外での渡日前から帰国後まで一貫した情報発信・リクルーティングの支援など日本留学サポート体制の構築を推進する。

- 日本留学への誘い、入り口（入試・入学・入国）の改善 1,033百万円  
・日本留学海外拠点連携推進事業 6拠点  
リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制を実現するため、各拠点の活動の強化を図る。
- 受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進 24,037百万円  
・国費外国人留学生制度 11,276人  
・留学生受入れ促進プログラム 7,800人  
・留学生就職促進プログラム 12拠点

# 我が国の外国人留学生の受入れの現状

外国人留学生数は全体として増加傾向。特に日本語教育機関の在籍者が顕著に増加。国地域別では、中国・ネパールが増加、ベトナムは大幅に増加。

## 推移



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。  
2018年5月1日現在

## 出身国・地域別

国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
中国	114,950 (107,260)	7,690	インドネシア	6,277 ( 5,495)	782
ベトナム	72,354 ( 61,671)	10,683	ミャンマー	5,928 ( 4,816)	1,112
ネパール	24,331 ( 21,500)	2,831	タイ	3,962 ( 3,985)	△23
韓国	17,012 ( 15,740)	1,272	マレーシア	3,094 ( 2,945)	149
台湾	9,524 ( 8,947)	577	その他	33,219 ( 28,076)	5,143
スリランカ	8,329 ( 6,607)	1,722	合計	298,980 (267,042)	31,938

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

# 大学の国際化に伴い表面化する様々な課題

- (留学希望者が持つ)海外学位・資格の適正な審査・評価の必要性
- 海外での活動における安全の確保・危機管理
- **安全保障貿易管理(教員の国際的な活動や、留学生等による機微技術の流出防止)の徹底**

安全保障貿易管理は、一律に大学等の活動を制限するためのものではなく、むしろ自由な教育・研究環境を保証するための前提となるもの。

安心して教育研究を実施するために、大学の適切な対応が不可欠。

# 産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告（2017年1月23日）（抜粋）

特に大学における研究は、学術の進展を支えるための活動が中心で、原則として、研究成果が国内外で公開されることを前提としていることから、技術情報の管理体制の整備に当たっても、研究成果の管理の仕方について企業とは異なった対応が求められる。

こうした大学や研究機関の持つ性格、実施体制上の課題を踏まえ、「みなし輸出」の管理強化を行う場合には、国際取極や各国の管理状況を踏まえつつ、規制対象の適正化・明確化を図るとともに、大学等の取組を支援するための体制作りを並行して進めていくことが必要である。

# 大学における体制整備の状況

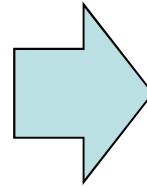
## 各大学における輸出管理担当部署の設置状況等

文部科学省調査(2015年2月)  
対象: 国立大学及び医歯薬理工学部  
等を持つ公私立大学  
計292校(275校回答)

### 輸出管理担当部署を設置済

国立大学 74校(86.0%)  
公立・私立大学 52校(25.2%)

計 126校(45.8%)



文部科学省調査(2018年2月)  
対象: 国立大学及び医歯薬理工農系  
学部等を持つ公私立大学  
計296校(272校回答)

### 輸出管理担当部署を設置済

国立大学 81校(94.2%)  
公立・私立大学 78校(41.9%)

※前年度比2.7%改善

計 159校(58.5%)

## 各大学における関係規程の策定状況等

文部科学省調査(2018年2月)  
対象: 国立大学及び医歯薬理工農系学部等を持つ公私立大学  
計296校(272校回答)

### 輸出管理内部規程を策定済

国立大学 65校(75.6%)  
公立・私立大学 44校(23.7%)  
計 109校(40.1%)

# まず大学に取り組んでいただきたいこと

「大学等における安全保障貿易管理のための体制、意識啓発等について(事務連絡)」

背景： 体制の整備は法的な義務 ⇔ 必要な体制はさまざま

## 1 必要な体制の整備

- 留学生の受入や所属教員の海外での研究活動等国際的な活動が行われている大学等では体制整備が必要  
(例) 既存の事務の流れにチェック機能を組み込む

## 2 意識啓発

- 教職員研修機会の活用
- 経営層の正しい認識が重要
- サポート資料の活用

## 3 必要に応じた関係機関(大学同士も)との連携

- (例) 近隣大学のネットワークで対応

# 安全保障貿易管理に係る各地域における大学間ネットワーク

## 地域ネットワークの形成

- 地域の中には、安全保障貿易管理に取り組む大学同士で、既に体制を整備している大学から助言を受けることや、今後体制を整備しようとする大学同士で相談することを目的に、大学間のネットワークが形成されている事例があり、これらのネットワークも活用し、大学向け説明会を実施。



## (活動例)

- ・輸出管理担当者の勉強会の実施
- ・メール等を活用した情報交換
- ・各大学の運用を協議し、実効的な施策を共通標準化

継続的な説明会の実施や経済産業省実施のアドバイザー派遣事業等により、学内での輸出管理体制は進捗しつつある。

今後、より実効性のある体制を構築していくためにも、地域の大学がネットワークを形成し、輸出管理担当者の更なるスキル向上や情報交換ができる体制を構築することは有効と考える。



# 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版 (平成29年10月経済産業省策定)

## 【目的】

外為法に基づく技術の提供等の管理について、大学・研究機関が実施すべきことを取りまとめている。

平成20年策定⇒平成22年改訂⇒平成29年改訂

文部科学省も策定に協力

## 【改訂のポイント】

- 留学生の管理や外国出張等の個別ケースごとに、どのような取組が必須となり／推奨されるかを整理
- 規程や帳票を例示

# 大学等向けアドバイザー派遣事業について

平成30年度安全保障貿易自主管理促進事業



## 大学等における安全保障貿易管理体制の 運用・構築を支援するための アドバイザー派遣事業

### アドバイザー派遣事業の背景と目的

国際的学術交流が進展し共同研究の機会や留学生の受け入れが拡大する中、国内大学や研究機関(大学等)が保有する機微技術の流出リスクが増加しています。そのため、**安全保障貿易管理への厳格な取り組みが必要**となっています。

このような背景を受け、平成29年度から実施してまいりました大学等における安全保障貿易管理体制の運用・構築を目的とした**アドバイザー派遣事業**を引き続き実施します。アドバイザーは**実際に大学等で管理体制構築・運用を行ってきた経験を豊富に持っています**。管理の運用や体制構築に疑問やお悩みをお持ちの大学等関係者様方は、ぜひお気軽にアドバイザー派遣事業サービスをご活用下さい。なお、本事業の利用に係る費用負担は発生しません。

(経済産業省より三菱総合研究所受託)

### アドバイザー派遣事業概要

- 管理体制構築済みの大学等において、より一層、厳格な管理を実現する。
- 管理体制未構築の大学等において、体制構築を実現する。

必要に応じて、是非ご活用ください。  
詳細は「お問合せ窓口」まで。



平成29年度から経済産業省において大学等における安全保障貿易管理体制の構築・運用を支援するため**アドバイザー派遣事業を開始**。

文部科学省からも各大学等に対して周知の連絡させていただいたところ。  
(平成29年6月26日付け事務連絡)

### お問い合わせ窓口

#### アドバイザー派遣事業や管理体制構築・運用に関するお問い合わせ

(株)三菱総合研究所 安全保障貿易管理対策事業 事務局  
Tel : **03-6705-6146** (受付時間 10:00~16:00)  
Email : **univ-trade-control(at)ml.mri.co.jp**  
※(at)を@に置き換えてください。  
担当 : 河合、太宰、押手  
期間 : 2018年4月2日~2019年3月29日

#### 安全保障貿易管理制度概要や法令解釈に関するお問い合わせ

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 大学指導班  
Tel : **03-3501-2800**  
Email : **qqfcbh(at)meti.go.jp**  
※(at)を@に置き換えてください。

# 様々な関連情報

## 経済産業省 安全保障貿易管理HP

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」など大学・研究機関向けのガイドラインやQ&A等が公表されている。



経産省HPに掲載された説明会情報の例

- ・電話相談窓口（安全保障貿易管理制度の概要等）  
経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課 大学指導班 03-3501-2800

## 特定非営利活動法人産学連携学会HP

<http://www.j-sip.org//>

- ・研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン等の策定・公表

## 一般財団法人安全保障貿易情報センターHP

<http://www.cistec.or.jp/>

# 輸出管理関係者を狙ったサイバー攻撃

- ・大学等の輸出管理関係者を巧妙に狙ったサイバー攻撃が発生
- ・2018/5/18 文部科学省から国立大学法人等に対して注意喚起

## 【注意喚起】国際・政治経済・輸出管理・安全保障関係者を狙った標的型攻撃について

### 実際に観測された標的型メール※

差出人:\*\*\*\*@yahoo.co.jp  
件名: 至急 確認のお願い  
●●様

お世話になっております。

FAXではわかりづらいと思いますので、メールさせていただきます。  
よろしくご確認ください。

パスワードは「N#9T4%hYeF」になります。

=====

■■■■■(実在する安全保障輸出管理関係の組織)

**この標的型メールは、大学等の特定の輸出管理関係者のみを狙い送付された。**

### ○現状認識/防ぐためには/起こったときには

- ・リスト規制に該当しうる研究情報が他国から度々狙われており、サイバー攻撃が実際に発生。
- ・研究者自身は狙われていないと思っている研究情報であっても、他国は欲しい場合もある。

・輸出管理関係者は、狙われている認識を持つことが必要

・守るべき研究情報を予め組織として特定し、一段二段高い対策を重点的・組織的に行う必要がある。

・サイバー攻撃対策については、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(<https://www.nisc.go.jp/materials/index.html>)や高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン(<https://www.nisc.go.jp/active/general/risk.html>)を参考にしていきたい。

・機微な研究情報がサイバー攻撃により他国に流出した疑いがある場合、文部科学省としても、流出の可能性のある情報の確認など、被害に遭った研究者やセキュリティ担当者と協力して対処する必要があるため、御協力いただきたい。

※標的型メール

対象の組織から重要な情報を盗むことなどを目的として、組織の担当者が業務に関係するメールだと信じて開封してしまうように巧妙に作り込まれた、不正プログラムを送り込むメール。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# ご静聴ありがとうございました

大学の教育研究の質の向上のために必要な「大学の国際化」を  
引き続き適切に進めていくため、  
そして、学問の自由の基礎となる大学への社会の信頼を保つため、  
安全保障貿易管理に対する積極的、主体的な対応を  
各大学の皆様には是非ともお願いいたします。